

聖籠町訓令第八号

聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱の一部を改正する訓令

（平成三年聖籠町訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。